

# 豊田工業大学 学術コンサルティング約款

## 第1章 総則

### (目的及び適用)

第1条 本約款は、豊田工業大学学術コンサルティング取扱規定（以下「規定」といいます）に基づき、学術コンサルティングを委託する者（以下「甲」といいます。）と豊田工業大学（以下「乙」といいます。）との間に締結される学術コンサルティング契約に関する具体的な実施条件を定めるものです。

### (用語の定義)

第2条 本約款において使用する用語の定義は、乙の規定に定めるところによります。

### (契約の成立)

第3条 規定第6条第1項の規定に基づき、乙が甲に対し受入れを受諾する旨の通知を発し、当該通知が甲に到達した時点をもって、甲乙間に本約款の定めるところにより、学術コンサルティング契約が成立するものとします。

## 第2章 実施及び費用

### (実施内容)

第4条 学術コンサルティングの題目、目的、内容、期間及び学術コンサルタントは、学術コンサルティング申込書兼受諾書に記載されたとおりとします。

### (コンサルティング料)

第5条 甲は、学術コンサルティングの対価として、学術コンサルティング料を乙に支払うものとします。

2. 一般管理費は、規定第7条第2項の規定に基づき、学術コンサルティング料の総額の15%相当額とします。
3. 学術コンサルティング料により取得した機器、設備その他の物品の所有権は、すべて乙に帰属するものとします。
4. 甲は、乙の発行する請求書に従い、所定の期日までに、全額を乙の指定する銀行口座へ支払うものとします。なお、支払手数料は、甲の負担とします。
5. 乙は、甲から納付された学術コンサルティング料を、第13条に定める解除、又は第14条に定める事由による中止の場合を除き、甲に返還しないものとします。

## 第3章 成果の取扱い及び秘密保持

#### (秘密の保持)

第 6 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方より開示若しくは提供を受け、又は知り得た技術上及び営業上の情報のうち、秘密の旨が明記されたものを秘密情報として取り扱うものとし、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏洩してはなりません。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報の対象外とします。
  - (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
  - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
  - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報
  - (4) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報
  - (5) 法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報
3. 乙は、学術コンサルタントに対し、本条の秘密保持義務を遵守させるものとします。

#### (知的財産権の取扱い)

第 7 条 学術コンサルティングは、委託者の指導及び助言を目的とするものであり、原則として、知的財産権の発生を予定しないものとします。

2. 万が一、コンサルティングの実施により知的財産権が発生した場合、原則、発明者の有無に基づき権利者を特定し、その取り扱いについて協議します。

#### (事前情報の権利留保)

第 8 条 甲及び乙は、本契約締結前から自己が保有していた技術、知見、知識、情報（以下「事前情報」といいます。）に係る全ての権利（知的財産権を含みます。）は、自己に留保されることを確認します。

2. 甲又は乙が相手方に対し事前情報を提供又は開示しても、黙示的であると否とを問わず、いかなる権利も相手方に許諾されたとみなされないものとします。

#### (非保証及び免責)

第 9 条 乙は、本約款により甲へ提供される学術コンサルティングの内容について、委託者の要求に合致すること、特定の目的に適合すること、第三者の産業財産権その他の権利を侵害しないこと等を含め明示又は黙示を問わず一切の保証をするものではありません。

2. 乙は、コンサルティングの結果に基づき甲が行った業務又は活動によって甲又は第三者に損害が発生した場合でも、甲及び第三者に対し、一切の責任を負わないものとします。

#### (名称等の使用禁止)

第 10 条 甲は、乙の名称、略称、学章等（以下「名称等」といいます。）を、甲の製品の広告の目的その他いかなる目的にも、事前の書面による承諾なしに使用することはできません。

#### (成果の公表)

第 11 条 甲及び乙は、学術コンサルティングにおいて得られた成果について、事前に相手方と協議し、その公表を行うことができます。なお、甲及び乙は、当該公表を行うときは、第 6 条に定める秘密保持の義務を遵守するものとします。

#### (損害賠償)

第 12 条 甲又は乙は、本約款に違反して故意又は重過失により相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければなりません。ただし、乙が甲に対して負う損害賠償の責任は、当該損害発生時までに乙が甲から受領した学術コンサルティング料の総額を上限とします。

### 第 4 章 契約の解除

#### (契約の解除)

第 13 条 甲及び乙は、相手方が本約款に違反し、相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、その期間内に是正されないときは、本契約を解除することができます。

2. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要することなく、本契約を解除することができます。
  - (1) 第 5 条に定める学術コンサルティング料を所定の納付期限までに納付しないとき。
  - (2) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続を申し立て、又は申し立てられたとき。
  - (3) 反社会的勢力に該当したとき、又は反社会的勢力と関係を有したとき。

#### (契約の中止及び費用清算)

第 14 条 乙は、天災その他の不可抗力、又は学術コンサルタントの退職、異動等の止むを得ない事由により本契約の継続が困難となった場合、甲乙協議の上、本契約を中止することができるものとします。

2. 前項に基づき本契約が中止された場合、甲は学術コンサルティング料の一部返還を求めることができます。

### 第 5 章 雜則

#### (有効期間)

第 15 条 本約款の有効期間は、本学術コンサルティング期間と同一とします。

2. 前項の規定にかかわらず、第 6 条及び第 7 条の規定は、本契約の有効期間満了後 3 年間、なその効力を有するものとします。
3. 第 5 条第 3 項、第 9 条、第 10 条の規定は、有効期間満了後も引き続き有効とします。

#### (反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙は、自らが反社会的勢力に該当しないこと、及び反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、保証します。

2. 甲又は乙が前項の保証に違反した場合、相手方は何らの催告なしに本契約を解除することができるものとします。
3. 前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとします。

(安全保障輸出管理の遵守)

第17条 甲は、本学術コンサルティングにより乙から提供される技術を輸出又は非居住者への提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法等の関連法令及び規則を遵守し、必要な手続を行うものとします。

2. 甲は、本コンサルティングにより乙から提供される技術情報が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は保管等の目的に使用されないことを保証するものとします。

(協議事項及び準拠法)

第18条 本約款に定めのない事項及び本約款の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、誠意をもって解決を図るものとします。

2. 本約款に関する準拠法は、日本法とします。
3. 本約款に関する紛争については、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。